

業務指示書

フィリピン国産業人材育成にかかる情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年6月15日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 九野 優子 Kuno.Yuko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年6月20日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

○（ ）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

○（ ）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

（ ）次の団員については補強を認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

○（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：産業人材育成政策・支援

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/産業人材育成政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：産業人材育成政策
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年6月24日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PHP1 =2.375400円 , US\$1 = 111.099000 円 , EUR1 = 125.356000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカースピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/産業人材育成政策

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.38 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年7月11日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
フィリピン国産業人材育成にかかる情報収集・確認調査

| 評価項目 | 配点 | |
|---------------------------------|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (30.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針的的確性 | 14.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 12.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 4.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (60.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 | (60.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 総括/産業人材育成政策 | (60.00) | (24.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 24.00 | 10.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 6.00 | 2.00 |
| ウ) 語学力 | 9.00 | 4.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 12.00 | 5.00 |
| オ) その他学位、資格等 | 9.00 | 3.00 |
| ②副業務主任者 | (-) | (24.00) |
| カ) 類似業務の経験 | - | 10.00 |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | - | 2.00 |
| ク) 語学力 | - | 4.00 |
| ケ) 業務主任者等としての経験 | - | 5.00 |
| コ) その他学位、資格等 | - | 3.00 |
| ③体制、プレゼンテーション | () | (12.00) |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション | | |
| シ) 業務管理体制 | - | 12.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (4) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (5) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

フィリピン共和国（以下、フィリピン）の人口は、最初の人口センサスが実施された1903年以降、増加の一途を辿り、2015年には1億人を上回った。平均年齢が23歳とASEAN域内でも低く、生産年齢人口比率が高いことから、労働力が経済成長を後押しする人口ボーナス期が当面続くことが予測され、フィリピンの今後の経済成長にとって重要なプラス要素となっている。

一方、人口ボーナスを活かした経済成長の期待とは裏腹にフィリピンの失業率は近隣諸国に比して高く、生産年齢人口の増加に雇用の創出が追い付いていない。2012年以降、フィリピンはASEAN主要国の中でも高い経済成長率を維持しているが、好調な景気を支えているのは在外フィリピン人労働者(Overseas Filipino Workers; OFW)からの送金に下支えされた堅調な個人消費とIT-BPO(Business Process Outsourcing)輸出の拡大であり、必ずしも国内の産業育成・振興の結果ではない。中でもGDPに占める投資(総固定資本形成)の割合は近隣諸国の中でも極めて低く、特に、製造業関連の海外直接投資(FDI)の低迷は顕著である。主に高等教育修了者を雇用の対象とするIT-BPOに比べより多くの雇用を生み出す製造業が国内に育成されず、結果としてフィリピンの失業率を押し上げる構図となっており、国内産業の育成・振興が喫緊の課題となっている。中でも製造業分野については、フィリピン政府は「フィリピン開発計画2011-16年」において国内産業の育成・振興を課題とし、「Manufacturing Resurgence Program(2015-25年)」を通じてロードマップを策定し、国内の製造業育成および製造業振興を通じた雇用創出に着手している。一方、就業機会の拡大は地方部において一層差し迫った課題となっており、今後毎年約100万人の労働市場参入が見込まれるフィリピンにおいては、製造業および地方の主要産業を中心とした産業育成・振興政策の一層の推進は、雇用・労働力を吸収し、フィリピン政府が目標に掲げる「包括的成長」を達成する上で不可欠である。

また、産業育成・振興を実現するためには、その基盤となる産業人材育成が必要であるが、失業者の半数を若年層が占め、また中等・高等教育過程を修了しても就業機会の確保まで数年を要する若年層が多く、職業技能・技術のミスマッチが生じており、その解消が課題となっている。そのため、フィリピン政府の産業育成・振興政策や、産業界のニーズを反映した人材育成が教育機関、技術・職業訓練機関において急務となっている。

また、FDI促進を通じた経済成長のためには、フィリピンの産業人材の高度化も重要とされている。タイやインドネシア等では直接投資を受け入れることで

自動車やエレクトロニクス産業の製造拠点化が進み、同時に高度技能を有する人材も育成することで、投資先として評価されるに至っている。フィリピンでは投資環境整備やインフラ整備の遅れもあり、1980年代以降外資導入により製造業を強化してきたASEAN諸国に比べ後れをとった。しかし、2010年後のアキノ政権においては、FDIの受入や製造業の強化を積極的に進め、FDIは増加傾向となり、製造業の年間成長率も約6%と上昇し、GDPに占める製造業の割合も近年微増している。今後、更なる技術力の向上や生産性の改善を図り競争力を高めていくには、産業の発展・高度化を支える高度人材の育成は喫緊の課題となっている。

フィリピン最大の投資国である日本の現地進出企業は、多くがフィリピン向け投資にかかる最大の利点を「英語が通じる廉価で豊富な労働力」と評価していることから、こうしたフィリピン産業人材の優位性を高度人材の育成を通じて一層高めることにより、フィリピンにおける投資促進、ひいては更なる経済成長に寄与することが期待されている。

また、2015年11月の日・ASEAN首脳会議において、安倍総理からASEANの更なる統合と持続的で包括的な成長を後押しするため、基盤産業の確立および高度化を目的として産業人材の育成を支援する「産業人材育成協力イニシアティブ」が提示されている。

かかる状況を受け、フィリピンの就業機会の拡大に貢献し、また産業発展を人材面から支え、我が国進出企業の人材需要の充足にも資する産業人材育成のための協力を進めていく必要性は高まっている。

2. 業務の目的

「1. 業務の背景」を踏まえ、本調査は、今後機構がフィリピンの産業人材育成分野において協力を実施するにあたって、フィリピンの産業人材育成分野における開発課題を分析・整理するとともに、これまでの機構の協力実績を踏まえた中長期的な協力プログラム（案）を検討・提案することを目的とする。

上記調査目的を達成するため、第一に、フィリピンの国家開発政策・戦略や産業振興に関する各種政策・戦略の整理・分析、また、以下に示す実施済および実施中プロジェクト（※）を主な対象として、日本政府・JICAによる開発協力の成果や課題の把握を主な目的とする情報収集を行い、フィリピンの中長期的な産業人材育成に係る開発課題の整理・分析を行う。これらの結果を取りまとめ、機構の中長期的な協力プログラム（10年を想定）の方向性を提案する。

また、第二に、上記で整理・分析された開発課題および協力プログラムの方向性を踏まえて、具体的なプロジェクト案の検討・提案のために必要な情報収集を行う。それにあたり、有償資金協力、無償資金協力、技術協力、その他ス

キームの活用を積極的に図りつつ、想定される具体的なプロジェクト案を提案する。

※対象実施済および実施中プロジェクト

- ・「技術職業高校支援プロジェクト」(2014年～2017年予定)
- ・「アセアン10カ国アセアン工学系高等教育ネットワーク(AUN/SEED-Net)プロジェクト」(2003年～2008年)
- ・「アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクト フェーズ2」(2008年～2013年)
- ・「アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクト フェーズ3」(2013年～2018年予定)
- ・「IT人材育成プロジェクト」(2004年～2009年)
- ・「高度IT人材育成プロジェクト」(2010年～2011年)
- ・「標準・適合性評価強化プログラムプロジェクト」(2005年～2008年)
- ・「電子産業サプライチェーンプロジェクト」(2010年～2011年)
- ・「貿易産業省中小企業カウンセラー人材育成プロジェクト」(2007年～2009年)
- ・「フィリピン国ダバオ産業クラスター開発計画プロジェクト」(2007年～2010年)
- ・「フィリピン国全国産業クラスター能力向上プロジェクト」(2012年～2015年)
- ・「地方食品包装技術改善プロジェクト」(2005年～2009年)
- ・「地場産品競争力強化のための包装技術向上プロジェクト」(2013年～2017年予定)
- ・「埼玉・セブものづくり人材育成事業」(2013年～2016年)
- ・「埼玉・セブものづくり人材育成事業フェーズ2」(2016年～2018年予定)
- ・「女性職業訓練センター強化プロジェクト」(2004年～2007年)
- ・「職業訓練向上計画」(1993年～1999年)

3. 対象地域

フィリピン全土。但し、ヒアリング・現状確認調査等を行う対象地域は、主に実施済および実施中プロジェクト対象地域およびマニラ首都圏域とする。対象地域が複数にわたるプロジェクトについては、コンサルタントが適切と判断する地域をプロポーザルにて提案することとする。

4. 業務の範囲

「2. 業務の目的」を達成するため、「5. 調査における留意事項」を踏まえつつ、機構及びフィリピン側関係諸機関と十分に意見交換を行いながら「6. 調査業務の内容」に述べる内容の調査を実施するとともに、調査の進捗に応じ、「7. 成果品等」に記載の報告書を作成する。

5. 調査における留意事項

(1) 調査の進め方

「2. 業務の目的」に基づき、調査の実施に際しては、実施済および実施中プロジェクトの現状や課題の分析、協力プログラムの提案、個別プロジェクト案の検討・提案を業務の中心とし、産業動向 / 関連政策 / 産業人材育成の現状等にかかる情報収集・分析は、既存資料・文献を最大限に活用し、当該中心的業務を達成するうえで必要な範囲で行うこととする。

なお、検討・提案する個別プロジェクトについては、事業コンセプトの提案にとどめ、事業内容・協力規模等の詳細は別途機構が調査を実施し、機構内で検討することを予定している。また、最終的な調査結果であるファイナル・レポートは公表することを予定している。

(2) 実施済・実施中プロジェクトの現状、協力成果、課題にかかる調査

「2. 業務の目的」に示された実施済および実施中プロジェクトの成果および課題についてレビューを行うと共に、これらプロジェクトのうち①成長のポテンシャルを有し、且つ、雇用面を中心にフィリピン経済の持続的成長にインパクトの見込まれる産業人材の育成、②地方部の産業振興に資する人材育成の観点から、「2. 業務の目的」を達成するうえで現状調査を実施すべきプロジェクトを選定し、現状について確認（実施済プロジェクトについては実施後の関係機関の現状を確認）し、課題・ニーズを分析する。中でも技術職業高校、TESDA、高等教育セクター（工学系および経営・企画・管理関連）の現状分析を重点的に実施する。成果および課題のレビューに際しては、それらの要因分析（手法、投入、タイミング、カウンターパートのオーナーシップ等）、他案件への拡大可能性をその理由と共に整理する。

(3) 協力プログラムの提案

調査を通じて現状確認・情報収集・分析作業を実施し、フィリピン政府が産業人材育成を推進するための課題及び対応の方向性について取りまとめ、機構による中長期的な産業人材育成プログラムの目標、成果等を①成長のポテンシャルを有し、且つ、雇用面を中心にフィリピン経済の持続的

成長にインパクトの見込まれる産業人材の育成、②地方部の産業振興に資する人材育成の観点から整理・検討・提案する。また、ASEANにおけるフィリピンの位置付け等を踏まえ、フィリピンの優位性を考慮し、また、フィリピン政府が策定作業を進めている「フィリピン開発計画 2017-22 年」および新政権における雇用労働計画のとりまとめ状況を確認しつつ、既存の政策・戦略・プログラムと本調査で検討する産業人材育成プログラムとの関係についても整理を行う。

なお、提案された協力プログラム案については、機構によるフィリピン政府との協議を支援するとともに、フィリピン政府との協議内容を踏まえて確定することとする。また、フィリピン政府への協議は、ワークショップ形式で実施する。

(4) 個別プロジェクトの提案

中長期的な協力プログラムに基づき、①成長のポテンシャルを有し、且つ、雇用面を中心にフィリピン経済の持続的成長にインパクトの見込まれる産業人材の育成、②地方部の産業振興に資する人材育成の観点から、各々以下に示されるプロジェクトを提案する。また、産業人材育成にかかる政策・制度等策定に関する支援の必要性が認められる場合、当該課題に対するプロジェクト案の検討も行う。

なお、プロジェクト案の検討に際しては、産業人材の質の向上の観点だけでなく、労働市場におけるミスマッチの解消、安定的な産業人材の育成・輩出、産業振興への貢献、我が国進出企業の人材需要の充足などの側面およびコンサルタントが効果的と考える観点を考慮のうえ、効果的な産業人材育成の手法の比較（直営、民間委託、助成金）を行い、背景・協力の必要性、プロジェクト目標、期待される成果、活動、投入、協力プログラムにおける位置付け等を含め、その内容について検討・提案する（以下に示される協力以外のプロジェクト案についても、ニーズを踏まえ検討・提案可とする）。また、各プロジェクトの優先順位、実施タイミングやその理由、想定される課題や留意事項も併せて整理し、プロジェクト間の連携・シナジー効果についても留意する。

- ① 成長のポテンシャルを有し、且つ、雇用面を中心にフィリピン経済の持続的成長にインパクトの見込まれる産業の人材育成（ア）～ウ）各1案件以上提案する)
 - ア) 「技術職業高校支援プロジェクト」の成果を踏まえた技術職業教育にかかる新規協力
 - イ) 機構が近隣諸国の日本センター等で実施している協力成果を踏

まえた高等教育機関の実施する経営・企画・管理関連研修の実施能力向上支援

- ウ) 「アセアン 10 カ国アセアン工学系高等教育ネットワーク (AUN/SEED-Net) プロジェクト」の成果および「フィリピン国 高等教育セクター情報収集・確認調査」結果を踏まえた高度人材育成にかかる新規協力

② 地方部の産業振興に資する人材育成

「地方産業振興」および「地方産業振興に資する人材育成」両要素を含む新規協力について、以下の観点から 1 案件以上検討・提案を行う。

【地方産業振興】「フィリピン国ダバオ産業クラスター開発計画プロジェクト」および「フィリピン国全国産業クラスター能力向上プロジェクト」の成果を踏まえ、ダバオ等地方部における対象クラスターの産業振興支援

【人材育成】産業界との連携・共同研究等を通じた高等教育機関等の教育の質向上および人材育成協力

(5) 実施済み及び現在実施中の調査結果の活用

当該分野に関して機構が実施済み及び実施中の主な調査は下記のとおりである。これら実施中調査から得られた情報、実施済調査の結果も参照しつつ業務を実施し、成果品に該当する報告書等を取りまとめる。

- ・「フィリピン国 高等教育セクター情報収集・確認調査」(2015 年 5 月)
- ・「バリューチェーン分析を活用した産業振興計画策定プロジェクト詳細計画策定調査」(2015 年 11 月)
- ・「DATA COLLECTION SURVEY ON FABRICATION LABORATORY (FabLab) UTILIZATION IN PRIORITY AREAS」(2016 年 2 月)
- ・「中所得国への産業人材育成支援のあり方」(2005 年 12 月)
- ・「フィリピン国中部ルソン・カラバルソン地域における産業振興の可能性と開発課題に係る情報収集・確認調査」(2016 年 7 月～2017 年 2 月 予定)

6. 調査業務の内容

「5. 調査実施上の留意点」を踏まえつつ、以下を基本とする調査を実施する。ただし、コンサルタントは、国内作業及び現地作業について、効果的・効率的な調査方法・スケジュールをプロポーザルにて提案を行う。

(1) 国内事前準備 (8月上旬～中旬)

- ① 調査に係る分析手法の検討と提案
- ② フィリピン及び近隣諸国の産業人材育成に関する既存の資料の収集・整理・分析
- ③ フィリピンの開発政策、中長期目標、産業振興政策、産業人材育成政策の位置づけ等の整理・分析および進捗状況の確認
- ④ 各種公表資料等を通じたフィリピンの産業動向(マクロ経済関連指標含む)、国際競争力、雇用・労働市場動向、他国との労働賃金格差などの整理・分析
- ⑤ 以上で取りまとめた情報をもとに成長のポテンシャルを有し、且つ、雇用面を中心にフィリピン経済の持続的成長にインパクトの見込まれる産業について検討・提案
- ⑥ 当該分野における我が国の実施済協力事業(技術協力、有償資金協力、無償資金協力、草の根事業、JOCV等)の成果の整理・分析
- ⑦ 以上で取りまとめた情報を用いて業務計画書(和文)を作成、機構への提出・説明
- ⑧ インセプション・レポート(英文)の作成及び機構への提出・説明
- ⑨ 第一次現地調査に向けた事前打ち合わせ、対処方針会議等に出席、機構のコメントに基づき調査方針を更新

※1 フィリピン開発計画をはじめとする国家開発政策・戦略や産業振興、産業人材育成に関する各種政策・戦略をレビューしたうえで、教育省(DepEd)、高等教育委員会(CHED)、労働雇用省(DOLE)、技術教育技能開発庁(TESDA)、貿易産業省(DTI)、国家経済開発庁(NEDA)等の各機関の掲げる産業人材、技術系人材育成政策や戦略を分析し、その全体像および各政策・戦略等の関連について確認、整理する。

※2 国際競争力等の整理・分析に際しては、7月調査開始予定の「フィリピン国中部ルソン・カラバルソン地域における産業振興の可能性と開発課題に係る情報収集・確認調査」において実施が予定されているグローバルバリューチェーン/サプライチェーン(Global Value Chain / Supply Chain : GVC)分析の取組みも参照することとする(調査取りまとめ時点で結果が出ていない場合、機構を通じて同調査団からヒアリング等を行い、収集情報・分析内容や方向性等について情報を入手する)。

※3 成長のポテンシャルを有し、且つ、雇用面を中心にフィリピン経済の持続的成長にインパクトの見込まれる産業の検討・提案においては、製造業を中心に協力分野候補を提案する。なお、自動車・自動車

部品については、「バリューチェーン分析を活用した産業振興計画策定プロジェクト」において協力検討予定であるため、本調査の対象分野から除くこととする。

※4 機構の指定する国内有識者（2～3名を想定）からも情報収集を行うこと。（ヒアリングにかかる謝金等の諸経費は、プロポーザルにて提案する）

（2）第一次現地調査（8月下旬～9月中旬）

フィリピンの産業人材育成分野に係る取組状況と課題の確認・分析および実施済および実施中プロジェクトの協力の成果の確認・課題分析

- ① インセプション・レポートについて、フィリピン政府へ説明のうえ、機構と共にフィリピン政府と協議
- ② 「2. 業務の目的」に示された実施済および実施中プロジェクトの現状について、5.（2）の内容に留意しつつ確認を行い、成果・課題・ニーズを分析
- ③ DepEd、CHED、TESDA、DOLE、NEDA、DTI、フィリピン経済区庁（PEZA）、科学技術省（DOST）、PRC（Professional Regulation Committee）など行政機関へのヒアリングや文献調査を通じた現在の産業人材育成政策や戦略の確認及び制度面、組織面、調整機能、人材面、産業界との連携等での課題確認・分析
- ④ DepEd、TESDAなどの技術教育を行う育成機関（民間の育成機関も含む）へのヒアリングや文献調査を通じた現状の確認（設置学科、生徒数及びそのトレンド、卒業生の進路、教員数と質等）及びカリキュラム面、設備面、組織面、産業界との連携等での課題の確認・分析
- ⑤ 産業人材育成分野に関する他ドナーの支援状況・方針、他ドナーの実施した実施済調査の分析・提言等の確認および他ドナーとの連絡・調整
- ⑥ 国公立大学における人材育成の現状は「フィリピン国 高等教育セクター情報収集・確認調査」報告書を参照し確認、必要に応じ情報の更新
- ⑦ 私立大学における産業人材の育成の現状を3～4校に対するヒアリングや文献調査を通じて確認・分析

※1 実施済および実施中プロジェクトの分析や、関係機関からのヒアリング・文献調査を通じ、産業人材育成にかかる各機関職員を対象とした政策・制度立案・実施能力の確認、また、組織としての政策遂行能力を確認

する。産業人材、技術系人材育成を実施する行政機関は複数存在することから、各機関が実施する教育・訓練の役割について体系的に整理を行うと共に、中央調整機関の取りまとめ・調整機能および能力についても分析を行う。また、職業技能・技術の需要と供給のミスマッチを把握するため、民間セクターのニーズ等にかかる既存資料・情報の分析を通じ、民間セクターとの連携事例の整理・類型化および課題の確認を行う。

※2 アジア開発銀行、世界銀行等の当該分野における協力を実施している各ドナーに関しては、実施中協力事業および今後の協力の方向性について情報を収集・確認する。特に、DOLEは世界労働機関（ILO）の支援により新政権向けの雇用労働計画を策定中であることから、本業務の実施に当たっては同計画策定の進捗にも留意することとする。

※3 調査対象とする私立大学3～4校は、本調査の狙いに鑑み、コンサルタントがプロポーザルにて提案を行うこととする。

（3）第一次国内作業（9月下旬～10月上旬）

第一次現地調査結果に基づく産業人材育成分野における協力プログラム策定のための提言

- ① 当該分野における基礎情報の整理
- ② 当該分野が直面する課題の整理
- ③ 協力プログラム概要の整理・提案
- ④ 協力プログラム目標、成果の整理・提案
- ⑤ 既存協力プログラム（主に「投資環境整備プログラム」との連携の整理・提案
- ⑥ 以上を中間報告書としてプレゼンテーション資料（英文）の形式で機構に提出のうえ、中間報告会を開催し、機構に対して説明

（4）第二次現地調査（10月中旬～11月上旬）

第一次現地調査・第一次国内作業結果を踏まえた産業人材育成分野における協力プログラム案にかかるフィリピン政府との協議、および同プログラムに基づく具体的プロジェクトの検討・提案のための情報収集

- ① 当該分野の協力プログラム案（プレゼンテーション資料）について、フィリピン政府へ説明のうえ、機構と共にフィリピン政府と協議（本調査関係機関を集めたワークショップ形式（50人規模程度）を想定）
- ② 個別プロジェクトの検討に先立ち、我が国による支援が有効かつ妥当な課題の選択

- ③ 「技術職業高校支援プロジェクト」の成果を踏まえた技術職業教育にかかると新規協力にかかると具体的プロジェクトの検討
- ④ 機構が近隣諸国の日本センター等で実施している協力成果を踏まえた高等教育機関の実施する経営・企画・管理関連研修の実施能力向上支援にかかると具体的プロジェクトの検討
- ⑤ 「アセアン 10 カ国アセアン工学系高等教育ネットワーク (AUN/SEED-Net) プロジェクト」の成果および「フィリピン国 高等教育セクター情報収集・確認調査」結果を踏まえた高度人材育成にかかると具体的プロジェクトの検討
- ⑥ 「地方産業振興」および「地方産業振興に資する人材育成」両要素を含む新規協力にかかると具体的プロジェクトの検討

※1 具体的プロジェクトは、機構の 3 スキーム（有償資金協力、無償資金協力、技術協力）を中心に、民間連携、課題別研修、政策アドバイザーや JOCV 等の派遣可能性についても、ニーズを確認のうえ、併せて検討を行う。

※2 第一次現地調査・第一次国内作業の結果、産業人材育成にかかると政策・制度等策定に関する支援の必要性が認められた場合、当該課題に対する具体的プロジェクトの検討も行う。

(5) 第二次国内作業（11 月中旬～12 月上旬）

第二次現地調査結果に基づく産業人材育成分野の個別プロジェクト検討結果の整理・提案

- ① 個別プロジェクト検討結果の整理・提案
- ② 中間報告（プレゼンテーション資料）の内容も含めて、第二次調査結果をドラフトファイナル・レポート（案）として機構に提出のうえ、併せて調査結果報告会を開催し、機構に対して説明
- ③ 機構との打合せ結果を踏まえて、ドラフトファイナル・レポートとしてとりまとめ、機構に提出

(6) 第三次現地派遣（1 月上・中旬、派遣期間は 1 週間以内）

第二次国内作業結果に基づき、フィリピン政府へのドラフトファイナル・レポート報告会（本調査関係機関を集めたワークショップ形式（50 人規模程度））を機構と共に開催し、説明（派遣団員は総括／産業人材育成政策・支援分析のみを想定）

(7) 国内整理作業（1 月中旬～下旬）

第三次現地派遣結果に基づき、フィリピン政府の意見・コメントを踏まえ、
ファイナル・レポートとしてとりまとめ、機構に提出

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階において、作成・提出する報告書・提出時期・部数等は以下のとおり。

- | | |
|------------------|---|
| ① 業務計画書 | 和文 3 部、電子データ 1 部 契約締結後 10 日以内 |
| ② インセプション・レポート | 英文 10 部、電子データ 1 部 2016 年 8 月中旬 |
| ③ 中間報告書 | 電子データ（英文）1 部 2016 年 10 月上旬 |
| ④ ドラフトファイナル・レポート | 電子データ（和文・英文）1 部 2017 年 12 月上旬 |
| ⑤ ファイナル・レポート | 和文 10 部、英文 15 部、 電子データ（和文・英文）3 部 2017 年 1 月下旬 |

ファイナル・レポートについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルティング等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(2) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で機構に提出する。

(3) 議事録

契約期間中に実施された現地協議等の会議記録（特に、先方政府との説明・協議にかかる議事録）は、定期的、または、機構が必要と認め提出を求めたものについて提出する。

(4) 報告書作成に当たっては次の点に留意する。

- ①各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外

国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。

- ②報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2016年8月上旬より国内事前準備を開始し、2017年1月下旬までにファイナル・レポートを作成、提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

全体：約12.32M/M

(2) 業務従事者の構成

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。調査内容及び工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合は、理由を含めてプロポーザルにて提案すること。

- ① 総括／産業人材育成政策（2号）
- ② 産業振興・経済開発戦略分析
- ③ 技術職業教育訓練・高等教育
- ④ 企業内人材・支援人材訓練計画
- ⑤ 地方産業振興

3. 現地再委託

特段想定していない。

4. 相手国の便宜供与

本調査は機構の責任において実施するものであることから、フィリピン政府からの便宜供与は想定していない。本業務の実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる機構フィリピン事務所の支援を必要とする場合は、東南アジア・大洋州部または同事務所に連絡・協議すること。

5. 貸与資料

下記資料を貸与する。

- ① 「バリューチェーン分析を活用した産業振興計画策定プロジェクト詳細計画策定調査」報告書（2015年12月）
- ② 「DATA COLLECTION SURVEY ON FABRICATION LABORATORY (FabLab) UTILIZATION IN PRIORITY AREAS」報

告書 (2016年2月)

- ③ 「フィリピン共和国全国産業クラスター能力向上プロジェクト」事業完了報告書 (2015年3月)
- ④ 「フィリピン国ダバオ産業クラスター開発計画プロジェクト」専門家業務完了報告書 (2010年5月)
- ⑤ 「フィリピン国 高度 IT 人材育成プロジェクト」事業完了報告書 (2011年3月)
- ⑥ 「標準・適合性評価強化プログラムプロジェクト」終了時評価報告書 (2008年9月)
- ⑦ 「技術職業高校支援プロジェクト」業務進捗報告書 (2016年4月)
- ⑧ 「地場産品競争力強化のための包装技術向上プロジェクト」業務進捗報告書 (2015年9月)

以下の資料に関しては、Webより公表中。

- ① 「フィリピン国 高等教育セクター情報収集・確認調査」報告書 (2015年5月)
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12233011.pdf>)
- ② 「IT人材育成プロジェクト」事後評価報告書 (2009年7月)
(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_0600872_4_f.pdf)
- ③ 「アセアン 10 カ国アセアン工学系高等教育ネットワーク (AUN/SEED-Net)」終了時評価調査報告書 (2007年11月)
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000174498.html>)
- ④ 「アセアン 10 カ国アセアン工学系高等教育ネットワーク (AUN/SEED-Net)フェーズ2」終了時評価要約表 (2012年7月)
(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_0704381_3_s.pdf)
- ⑤ 「中所得国への産業人材育成支援のあり方」 (2005年12月)
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/11810173.pdf>)
- ⑥ 「女性職業訓練センター強化プロジェクト」終了時評価報告書 (2006年3月)
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000172417.html>)
- ⑦ 「地方食品包装技術改善プロジェクト」事後評価報告書 (2013年3月)
(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_0600891_4_f.pdf)
- ⑧ 「電子産業サプライチェーン調査」プロジェクト報告書 (2010年10月)
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/1000021152.pdf>)

- ⑨ 「貿易産業省中小企業カウンセラー人材育成プロジェクト」事前評価調査報告書（2007年1月）
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/11968781.pdf>)
- ⑩ 「職業訓練向上計画」終了時評価報告書（1998年10月）
(http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/tech_ga/general/2000/pdf/102.pdf)

以下のプロジェクトについては、国内事前準備期間中にプロジェクト専門家から事業概要や教訓等にかかるヒアリングを行うことを想定。

- ① 「埼玉・セブものづくり人材育成事業」

6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAフィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

7. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または機構担当者に速やかに相談するものとする。

以上

